

さわやかプラザ軽井沢指定管理者の公募について

1 施設の名称、所在地及び施設の概要

(1) 名称

さわやかプラザ軽井沢

(2) 所在地

千葉県鎌ヶ谷市軽井沢 2 1 0 6 - 6

(3) 施設の概要

① 敷地面積 1 3, 9 4 2. 6 m² (第2駐車場借地部分含む。)

② 建築面積 2, 8 2 6. 7 m²

③ 延床面積 3, 9 9 3. 6 m²

④ 構造 鉄筋コンクリート造 地上2階 地下1階

⑤ 竣工 平成13年3月

⑥ 施設内容

- ・ 浴室 男女各 2 3 6. 1 6 m²
- ・ プール 1, 2 2 7. 0 2 m²
- ・ トレーニングルーム 2 0 2. 5 0 m²
- ・ その他 (大広間、軽食コーナー、和室、ミーティングルーム、供用部分等)
2, 0 9 1. 7 6 m²

⑦ 屋外施設

- ・ 無料駐車場 乗用車約 2 0 0 台収容 (第2駐車場含む。)
- ・ 無料駐輪場 自転車約 2 0 5 台収容

2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

(1) 指定管理者が行う管理の基準

- ① 開館時間に関する事項
- ② 休館日に関する事項
- ③ 利用料金に関する事項
- ④ 施設利用者に関する事項
- ⑤ 個人情報に関する事項
- ⑥ 関係法令の遵守に関する事項

(2) 指定管理者が行う業務の範囲

- ① 温水プール、トレーニングルーム、浴場及びその他施設に関する業務
- ② 本施設の設置の目的を達成するために必要な業務
- ③ 本施設の開館時間、休館日等に関する業務
- ④ 本施設の使用の許可等に関する業務
- ⑤ 利用料金に関する業務
- ⑥ 本施設及び付属設備等の維持及び修繕に関する業務
- ⑦ その他本施設の運営に関して、管理者が必要と認める業務

3 指定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

4 申請資格及び選定基準

申請者は、温水プール施設及び温浴施設の運営と維持管理に係る業務について、指定期間中、この施設を安全かつ円滑に管理運営できる法人その他の団体とします。

申請資格については次のとおりです。なお、申請にあたっては、誓約書を提出していただき、誓約書の内容に違反があった場合、失格とします。

(1) 申請資格

本施設の温水プール施設と同程度以上の規模の温水プール施設、又は、本施設の温浴施設と同程度以上の規模の温浴施設に関して、その経営若しくは運営維持管理の実績を、本募集要項に係る申請書の受付開始までに3年以上の継続的期間に渡り有している法人その他団体であることとします。

(2) 申請者要件

申請者は、次の要件をすべて満たすものとします。

なお、⑥に該当するか否かについて、警察署へ照会するため、第1-⑦号様式「指定管理者からの暴力団排除に関する照会書」を提出していただきます。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ② 市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て中及び更生手続き中でないこと。
- ④ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立て中及び再生手続き中でないこと。
- ⑤ 柏市、白井市又は鎌ヶ谷市の市長、副市長若しくは議員が、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準じる者、支配人又は清算人となっている法人その他団体でないこと。
- ⑥ 団体等の代表者、役員又はその使用人が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員でない法人その他団体であること。
- ⑦ 千葉県、柏市、白井市、鎌ヶ谷市及び申請者の事業所を置く都道府県及び市町村で、申請日において指名停止等の措置を受けていないこと。

(3) 共同事業体による申請

申請にあたっては、次のとおり複数の団体から構成される共同事業体により申請することができます。

ただし、申請後の代表団体及び構成団体の変更は、原則として認めません。

なお、共同事業体における各構成団体は、運営維持管理の遂行及び遂行に伴い当該共同事業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負っていただきます。

す。

また、共同事業体の代表団体又は個々の構成団体が、その団体単独又は異なる共同事業体の代表団体若しくは構成団体として申請していないこと。（組合が認めた場合を除く。）

① 共同事業体における申請者要件

全構成団体が、（２）の申請者要件に適合しており、かつ、いずれかの構成団体において（１）の申請資格を有していることが条件となります。

なお、業務仕様書等において求めている資格等においては、共同事業体内における業務分担に基づき、構成団体のいずれかが取得していれば可とします。

5 提出書類

- ① 申請書類一覧表
- ② 指定管理者指定申請書
- ③ 指定管理者の指定に係る誓約書
- ④ 共同事業体協定書兼委任状
- ⑤ 共同事業体内業務分担表
- ⑥ 団体の概要
- ⑦ 指定管理者からの暴力団排除に関する照会書
- ⑧ 事業計画書（５０ページ以内で作成）
- ⑨ 事業計画に係る概要書（１５ページ程度で作成）
- ⑩ 収支計画書（単年度別）
- ⑪ 収支計画書（５年間）
- ⑫ 利用料金提案書
- ⑬ 果実還元提案書
- ⑭ 一部業務委託計画書
- ⑮ 登記事項証明書等の証明書類関係
- ⑯ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類の写し
- ⑰ 印鑑証明書
- ⑱ 国税及び地方税の納税証明書（直近３事業年度分）
- ⑲ 申請の日の属する事業年度の前年度における財産目録
- ⑳ 事業者の概要に関する書類
- ㉑ 事業者の財務状況を明らかにする書類（直近３事業年度分）

6 申請の受付期間

（１） 提出期間及び時間

- ① 令和元年７月１６日（火）から同年７月３１日（水）までとします。

※ 土曜日、日曜日及び祝日を除く。

- ② 午前９時から午後５時までとします。（ただし、正午から午後１時を除く。）

（２） 提出方法

下記提出先に持参してください。期日を過ぎた場合又は現場説明会に参加していない場合は、受付いたしませんのでご注意ください。

(3) 提出先

〒273-0131 千葉県鎌ケ谷市軽井沢2102-1
柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合 周辺整備室

(4) 提出部数

正本1部、副本14部（コピー可）を提出してください。

※提出された申請書類は、一切返却いたしません。

7 その他

問い合わせ先

千葉県鎌ケ谷市軽井沢2102-1

柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合 周辺整備室

TEL 047-442-4517

FAX 047-442-3491